

福岡県公報

令和6年10月18日
第540号

目次

告 示（第655号－第667号）

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	（下水道課）	2
○道路の占用の制限	（道路維持課）	2
○救急病院の認定	（医療指導課）	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	（砂防課）	3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（砂防課）	3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	（砂防課）	4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（砂防課）	4
○土砂災害警戒区域の指定の解除	（砂防課）	4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（砂防課）	4
○土砂災害警戒区域の指定	（砂防課）	5
○土砂災害特別警戒区域の指定	（砂防課）	5
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	5
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	5
公 告		
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための 事前届出	（漁業管理課）	6
○福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催	（県土整備企画課）	8
○都市計画の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	8

○公共測量の実施	（県土整備総務課）	9
○公共測量の実施	（県土整備総務課）	9
○公共測量の実施	（県土整備総務課）	9
○公共測量の実施	（県土整備総務課）	9
○公共測量の実施	（県土整備総務課）	10
○公共測量の実施	（県土整備総務課）	10
○公共測量の実施	（県土整備総務課）	10
○基本測量の実施	（県土整備総務課）	10
○落札者等の公示	（教育庁高校教育課）	10
○開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	11
○開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	11
○開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	11
○福岡県都市計画審議会の開催	（都市計画課）	12
○地域森林計画の変更計画案の縦覧	（農山漁村振興課）	12
○地域森林計画の案の縦覧	（農山漁村振興課）	12
○県営土地改良事業計画の決定	（農村森林整備課）	13
○県営土地改良事業計画の決定	（農村森林整備課）	13
○開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	13
○開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	13
選挙管理委員会		
○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の異動の報告（行財政支援課）		14
○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の取消しの報告	（行財政支援課）	14
公安委員会		
○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則		
	（警察本部交通企画課）	14
○銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定	（警察本部生活保安課）	14
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	（警察本部交通企画課）	15

告 示

福岡県告示第655号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和5年1月福岡県告示第33号北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道

3 事業施行期間

昭和32年9月6日から令和9年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

令和5年1月福岡県告示第33号の事業地に次の区域を加える。

北九州市小倉南区湯川三丁目、沼本町四丁目、舞ヶ丘一丁目、津田四丁目、津田五丁目の各一部

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第656号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
朝 倉	国 道	386号	朝倉郡筑前町久光1537番1先から朝倉郡筑前町久光1547番6先まで
			朝倉郡筑前町久光1555番2先から朝倉郡筑前町栗田905番10先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年11月1日

福岡県告示第657号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地	有効期間
-------	-----	------

医療法人社団瑞月会福岡みつき病院	福岡市城南区別府一丁目 2 番 1 号	令和 6 年 9 月 1 日から 令和 9 年 8 月 31 日まで
独立行政法人労働者健康安全機構九州労災病院門司メディカルセンター	北九州市門司区東港町 3 番 1 号	
社会医療法人製鉄記念八幡病院	北九州市八幡東区春の町一丁目 1 番 1 号	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会八幡総合病院	北九州市八幡東区春の町五丁目 9 番 27 号	
医療法人しょうわ会正和中央病院	北九州市八幡西区八枝三丁目 13 1 号	
医療法人相生会宮田病院	宮若市本城 1636 番地	令和 6 年 8 月 4 日から 令和 9 年 8 月 3 日まで
医療法人吉村病院	福岡市早良区西新三丁目 11 番 27 号	
社会保険直方病院	直方市須崎町 1 番 1 号	
医療法人恵光会原病院	福岡市南区若久二丁目 6 番 1 号	
医療法人財団華林会村上華林堂病院	福岡市西区戸切二丁目 14 番 45 号	
医療法人恵真会渡辺整形外科病院	糸島市前原 1811 番地 1	令和 6 年 8 月 1 日から 令和 9 年 7 月 31 日まで
医療法人社団廣徳会岡部病院	糟屋郡宇美町明神坂一丁目 2 番 1 号	
社会医療法人青洲会福岡青洲会病院	糟屋郡粕屋町長者原西四丁目 11 番 8 号	
医療法人春成会樋口病院	春日市紅葉ヶ丘東一丁目 86 番地	
医療法人文祐会原病院	大野城市白木原五丁目 1 番 15 号	
医療法人正明会諸岡整形外科	那珂川市片縄三丁目 81 番地	
社会医療法人天神会新古賀病院	久留米市天神町 120 番地	
医療法人福田病院	大川市大字向島 1717 番地 3	
医療法人社団慶仁会川崎病院	八女市津江 538 番地	
社会医療法人財団池友会新行橋病院	行橋市道場寺 1411 番地	

福岡県告示第658号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年1月福岡県告示第22号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 6 年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
伊岐須川	飯塚市伊岐須（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	土石流
鬼ヶ畑川	飯塚市相田（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	土石流
鬼ヶ原	飯塚市相田（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1、2 及び 4 は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第659号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年1月福岡県告示第23号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 6 年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
-------	-----------	---------------------	-------------------------------

伊岐須川	飯塚市伊岐須（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 1 に記載する表のとおり
鬼ヶ畑川	飯塚市相田（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 2 に記載する表のとおり
鬼ヶ原	飯塚市相田（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 4 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1、2 及び 4 は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第660号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年2月福岡県告示第133号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
幸袋川	飯塚市中及び幸袋（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面 3 は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第661号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年2月福岡県告示第134号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
幸袋川	飯塚市中及び幸袋（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 3 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 3 は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第662号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年3月福岡県告示第506号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
京団地(1)	筑紫郡那珂川町別所（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第663号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年3月福岡県告示第507号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
京団地(1)	筑紫郡那珂川町別所（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第664号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 6 年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
京団地－2	那珂川市大字別所（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第665号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 6 年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

京団地－2	那珂川市大字別所（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
-------	----------------------------	---------	-------------------

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面は那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第666号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和 6 年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件変更予定森林の所在場所
北九州市門司区（国有林。次の図に示す部分に限る。）、北九州市門司区（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第667号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知

を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

北九州市門司区（国有林。次の図に示す部分に限る。）、北九州市門司区（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、令和6年10月18日から令和6年11月2日までの間縦覧に供する。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住所	氏名		
糸島市志摩岐志772番地2 糸島市加布里五丁目21番地32号 糸島市志摩芥屋925番地	岡崎 敦能 檜崎 伊義 中村 幸次	糸島	糸島漁業協同組合
福岡市西区大字玄界島5番地14 福岡市西区大字玄界島5番地12 福岡市西区大字玄界島1219番地79	久島 義道 宮川 幸大 井上 幸喜	福岡市西部	福岡市漁業協同組合
福岡市東区箱崎二丁目31番8号 福岡市東区箱崎二丁目41番19号 福岡市東区箱崎二丁目29番11号	藤野 正範 藤野 誠司 藤野 兵衛	福岡市	福岡市漁業協同組合
福岡市東区大字弘2408番地35 福岡市東区大字弘1245番地1 福岡市東区大字弘1323番地の2	松田 修 松田 安幸 今泉 光政	福岡市東部	福岡市漁業協同組合
糟屋郡新宮町大字相島1386番地 糟屋郡新宮町大字相島1406番地 糟屋郡新宮町大字相島1403番地1	長澤 照仁 花田 松治 西野 憲一	新宮相島	新宮相島漁業協同組合
福津市津屋崎四丁目39番6号 福津市津屋崎四丁目35番11号 福津市西福岡三丁目44番21号	西住 芳弘 赤間 幸明 田畑 洋一	福津	宗像漁業協同組合
宗像市神湊487番地44－522号 宗像市神湊519番地7 福津市勝浦432番地	永島 一清 川西 勝利 永島 好幸	神湊	宗像漁業協同組合
宗像市大島1655番地1 宗像市大島1028番地2 宗像市大島195番地	佐藤 隆二 遠藤 久幸 福岡 正春	大島	宗像漁業協同組合
宗像市鐘崎614番地 宗像市鐘崎545番地 宗像市鐘崎601番地	岩瀬 正敏 縄田 利男 七田 洋	鐘崎	宗像漁業協同組合
宗像市地島857番地1 宗像市地島147番地 宗像市地島877番地	立石 智 橋本 勝 川口 明	地島	宗像漁業協同組合
遠賀郡芦屋町西浜町11番42号 遠賀郡岡垣町大字波津781番地1 遠賀郡芦屋町大字山鹿1172番地	中西 隆雄 宮内 實生 水上 博行	遠賀	遠賀漁業協同組合
北九州市若松区大字有毛2787番地の1 北九州市若松区大字有毛2956番地1 北九州市若松区大字有毛2548番地2	網内 豊 山下 丈晴 網内 義則	岩屋	ひびき灘漁業協同組合
北九州市若松区大字安屋3688番地9 北九州市若松区大字安屋1781番地5 北九州市若松区大字安屋1775番地	脇坂 和則 脇坂 茂幸 脇坂 章典	脇田	ひびき灘漁業協同組合

北九州市小倉北区大字藍島142番地の6 北九州市小倉北区大字藍島112番地 北九州市小倉北区大字藍島90番地	松下 洋一 島田 健 島田 慎太郎	藍島	ひびき灘漁業協同組合
北九州市若松区大字小竹1107番地の4 北九州市若松区大字小竹1626番地の1 北九州市若松区大字小竹1609番地 2	吉村 勇人 篠原 幸治 崎野 豊治	脇之浦	北九州市漁業協同組合
北九州市八幡東区春の町二丁目 8 番 27号 北九州市戸畑区旭町 4 番21号 北九州市戸畑区牧山二丁目12番911－303号	吉田 俊 大成 隼人 大林 幹典	若戸	北九州市漁業協同組合
北九州市小倉北区日明四丁目 6 番22－1005号 北九州市小倉北区平松町 2 番 4 号 北九州市小倉北区平松町 2 番11号	内山 仁志 徳永 信雄 石川 弘三	平松	北九州市漁業協同組合
北九州市小倉北区長浜町 9 番地 1 北九州市小倉北区末広一丁目 3 番20号 北九州市小倉北区砂津三丁目 8 番 9 号	彦田 正年 菊田 親房 山田 秀樹	長浜	北九州市漁業協同組合
北九州市小倉北区大字馬島115番地 北九州市小倉北区大字馬島162番地 北九州市小倉北区大字馬島152番地 北九州市門司区大里戸ノ上一丁目 2 番29号 北九州市門司区大里戸ノ上一丁目 3 番21号 北九州市門司区大里戸ノ上二丁目13番 9 号 北九州市門司区東本町一丁目 6 番 4 号 北九州市門司区老松町 9 番12号 北九州市門司区清見一丁目 9 番12号	小川 洋 前田 盛昌 西田 義治 三松 浩 田中 耕平 川上 敏夫 江頭 俊二 松永 常夫 磯井 章弘	門司	北九州市漁業協同組合
北九州市門司区大字柄杓田1416番地 9 北九州市門司区大字柄杓田476番地の2 北九州市門司区大字柄杓田400番地 2	近藤 勝利 中山 進 中村 幸一	新門司	豊前海北部漁業協同組合

北九州市小倉南区下吉田二丁目11番20号 北九州市小倉南区上吉田四丁 5 番12号 北九州市門司区大字今津140番地	磯部 弘 中 信夫 北田 朋典	北九州東部	北九州東部漁業協同組合
北九州市小倉南区曽根新田北三丁目13番34号 北九州市小倉南区曽根新田北三丁目11番23号 北九州市小倉南区曽根新田南二丁目 2 番 1 号	松本 良太 事柴 和裕 伊藤 一夫	曽根	曽根漁業協同組合
京都郡苅田町神田町一丁目 2 番地 2 京都郡苅田町幸町 6 番地32 京都郡苅田町磯浜町一丁目16番地17	國田 栄一 正角 末廣 有賀 誠二	苅田町	苅田町漁業協同組合
行橋市大字蓑島767番地21 行橋市大字蓑島832番地 2 行橋市大字蓑島466番地	米谷 勝之 永田 康幸 中川 誠	蓑島	蓑島漁業協同組合
行橋市大字杳尾232番地 1 行橋市大字今井3145番地 2 行橋市大字今井2713番地 1	奥 雅明 明石 翼 山本 哲生	行橋	行橋市漁業協同組合
築上郡築上町大字椎田1778番地 築上郡築上町大字宇留津1389番地 2 築上郡築上町大字宇留津563番地 3	豊田 達三 宮本 正義 白川 奉憲	豊築	豊築漁業協同組合
豊前市大字宇島387番地 豊前市大字宇島518番地 豊前市大字宇島459番地 1	吉田 仁 榎澤 健 東 明夫	宇島	豊築漁業協同組合
築上郡吉富町大字小犬丸299番地 築上郡吉富町大字小犬丸351番地26 築上郡吉富町大字小犬丸346番地 3	山本 秀康 増川 健一 川端 政人	吉富	吉富漁業協同組合
大川市大字小保968番地103 大川市大字大野島3348番地 1 大川市大字新田975番地 1	西 幸二 島崎 幸則 江口 三千年	大川市	大川市漁業協同組合
大川市大字新田129番地 大川市大字新田687番地 3 大川市大字新田590番地 1	古賀 信博 山口 真央 龍 隆彦	川口	川口漁業協同組合
柳川市七ツ家1149番地 5 柳川市七ツ家701番地 2 柳川市久々原786番地 3	高田 龍二 井上 一義 太田 幸吉	久間田	柳川漁業協同組合
柳川市吉富町218番地 1 柳川市上宮永町972番地 1 柳川市佃町1865番地 3	松本 耕二 古賀 勝則 甲斐田 憲史	柳川	柳川漁業協同組合
柳川市南浜武133番地 3 柳川市南浜武660番地 6 柳川市南浜武481番地	大淵 俊春 荒巻 実 荒巻 一成	浜武	浜武漁業協同組合

柳川市矢留本町333番地 1 柳川市矢留本町280番地 2 柳川市筑紫町655番地 1	石橋 三四 阿津坂 浩一 内田 一広	沖端	沖端漁業協同組合
柳川市有明町1975番地 柳川市大浜町490番地 3 柳川市大浜町1642番地20	江口 正勝 古賀 祐哲 今村 克博	両開	両開漁業協同組合
柳川市大和町皿垣開1437番地 柳川市大和町皿垣開2078番地 2 柳川市大和町皿垣開1974番地	西田 典広 堤 明光 塩塚 覚	皿垣開	皿垣開漁業協同組合
柳川市大和町明野416番地 柳川市大和町豊原866番地 柳川市大和町明野288番地	渡邊 剛 田島 房儀 西村 裕二	有明	有明漁業協同組合
柳川市大和町中島510番地15 柳川市大和町中島572番地 3 柳川市大和町中島562番地	石川 誠 田中 圭紀 田中 訓	中島・ 山門羽瀬	中島漁業協同組合
みやま市瀬高町河内69番地 9 柳川市大和町鷹ノ尾1110番地 柳川市大和町六合1605番地	西田 登 古賀 和彦 津留 満博		山門羽瀬漁業協同組合
柳川市大和町中島1471番地 1 柳川市大和町中島1558番地 柳川市大和町中島1442番地	西田 昭治 田中 利徳 堤 和寿	大和	大和漁業協同組合
みやま市高田町徳島643番地 みやま市高田町黒崎開2020番地 2 みやま市高田町徳島76番地 3	桑野 勝雄 伊藤 幸之助 山口 龍治	高田	高田漁業協同組合
大牟田市大字岬1837番地 1 大牟田市大字岬2844番地 4 大牟田市大字岬2656番地	松藤 文豪 吉田 健 山本 昇則	新三浦	大牟田市漁業協同組合
大牟田市大字手鎌 7 番地 大牟田市北磯町 2 番地 1 大牟田市中町二丁目 6 番地 5	西田 元瑞 田中 成春 安田 清己		手鎌漁業協同組合
大牟田市三川町五丁目54番地 6 大牟田市早米来町一丁目62番地 大牟田市南船津町四丁目 9 番地21	野口 一光 松本 等 合嶋 英幸	三池港	三里漁業協同組合

公告

令和 6 年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第 1 回）が次のように公開されるので、公告する。

令和 6 年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 日時

令和 6 年10月25日（金） 午後 2 時30分

2 会場

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県庁地下 1 階 行政 1 号会議室

3 予定議案（審議順）

- (1) 街路事業（（都）新飯塚潤野線外 1 線）について
- (2) 砂防事業（七夕川）について
- (3) 砂防事業（油山川）について
- (4) 街路事業（（都）粕屋久山線）について
- (5) 砂防事業（四十川 2）について
- (6) 砂防事業（志賀島川）について
- (7) 砂防事業（小川内川 1）について
- (8) 砂防事業（別所谷川）について
- (9) 砂防事業（提谷川）について
- (10) 砂防事業（南面里川）について
- (11) 砂防事業（若久川）について
- (12) 砂防事業（大江谷川）について
- (13) 砂防事業（内山谷川）について

4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10人を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定する。

5 問合せ先

福岡県県土整備部県土整備企画課（福岡市博多区東公園 7 番 7 号 電話092－643－3696）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第 1 項の規定により福津市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供

する。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画及び津屋崎都市計画地区計画の決定（令和6年10月1日福津市告示第249号）

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
一般国道469号 京都郡みやこ町犀川帆柱	令和6年9月25日から 令和6年11月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量、路線測量、現地測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間

うきは市内（うきは市浮羽町新川）

令和6年9月4日から
令和7年3月21日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡県築上郡築上町	令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（修正数値図化）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間

久留米市、朝倉市、うきは市、三井郡大刀洗町	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 7 年 3 月 14 日まで
-----------------------	--

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、宮若市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 6 年 10 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
宮若市鶴田	令和 6 年 9 月 2 日から 令和 7 年 2 月 28 日まで

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、篠栗町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 6 年 10 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（都市計画（修正数値図化、数値地形図データ作成））

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
篠栗町一部	令和 6 年 9 月 9 日から 令和 7 年 3 月 21 日まで

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省九州地方整備局関門航路事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 6 年 10 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（水準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市小倉北区、門司区	令和 6 年 10 月 7 日から 令和 7 年 2 月 14 日まで

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和 6 年 10 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（防災対策地域水準測量、G N S S 測量）

2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡市西区、柳川市、大川市、八女郡広川町、八女市、久留米市、三潞郡大木町	令和 6 年 9 月 30 日から 令和 7 年 2 月 28 日まで

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量
福岡県公立高等学校入学者選抜WEB出願システム構築業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県教育庁教育振興部高校教育課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和6年8月26日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
福岡県公立高等学校入学者選抜WEB出願システム構築共同企業体
代表企業 株式会社システム研究所
(2) 住所
福井県福井市御幸二丁目17番25号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
77,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(f)に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市小郡字江下1471番13、1471番17、1471番20、1471番22及び1471番23
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
朝倉郡筑前町二169-1
石佛 太一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市福岡南一丁目415番19から415番23まで、424番3、426番1から426番42まで、427番92から427番95まで、711番2、711番3、1053番2、1055番3、1055番7から1055番13まで、1057番1、1057番5から1057番7、1089番4、1089番7の一部、1089番11から1089番21まで、5116番1の一部及び5116番5並びに日蒔野六丁目27番1、111番1及び111番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉北区下到津四丁目9番2号
東宝ホーム株式会社
代表取締役 和田 賢

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市上岩田字杉山796番3、796番12、815番1から815番3、815番6、815番7

、816番1、816番2、817番3、817番6、818番1、818番2、818番5、819番1、819番9及び819番10、井上字奥野730番4、733番1、733番3、733番8、734番、735番、738番2、738番4及び741番4並びに山隈字砂原3055番、3057番1、3057番2、3058番1、3058番3及び3058番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県木更津市瓜倉361番地
コストコホールセールジャパン株式会社
代表取締役 ケン・テリオ
小郡市井上737番地の1
有限会社山崎瑞松園
代表取締役 山崎 敬明

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第245回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 日時

令和6年10月29日 13時30分

2 会場

福岡市博多区吉塚本町9-15
福岡県中小企業振興センター 3階 301会議室

3 予定議案

- (1) 京築広域都市計画道路の変更について
- (2) 須恵町に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることがある。

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画変更計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画変更計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 森林計画区の名称

遠賀川森林計画区（北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡の各一円）

2 縦覧場所

福岡県農林水産部農山漁村振興課

3 縦覧期間

令和6年10月18日から同年11月18日まで

4 意見書の提出先

福岡県農林水産部農山漁村振興課

5 その他

関係資料については、2の場所において縦覧に供するほか、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載する。

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 森林計画区の名称
福岡森林計画区（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市及び糟屋郡の各一円）
- 2 縦覧場所
福岡県農林水産部農山漁村振興課
- 3 縦覧期間
令和6年10月18日から同年11月18日まで
- 4 意見書の提出先
福岡県農林水産部農山漁村振興課
- 5 その他
関係資料については、2の場所において縦覧に供するほか、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載する。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営弓掛（古）地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和6年10月18日から令和6年11月18日まで	八女市役所黒木支所建設係

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営鶯野(1)地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和6年10月18日から令和6年11月18日まで	八女市役所黒木支所建設係

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉市甘木字椎木2431番1、2431番2の一部、2435番1、2436番2及び2437番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
朝倉市甘木1785－1－201
株式会社R e A N D
代表取締役 大川 奈緒美

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市三沢字大手木4495番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
久留米市東櫛原町2885番地1－102号
右田 悟

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第51号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に基づき、公職の候補者等が使用し得る個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の異動があった旨、次のとおり報告があったので、同条第4項により告示する。

令和6年10月18日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

市町村名		施設名	所在地	異動年月日
篠栗町	新	庄公民館	糟屋郡篠栗町庄四丁目13番1号	令和6年9月28日
	旧	庄公民館	糟屋郡篠栗町大字尾仲299番地2	

福岡県選挙管理委員会告示第52号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に基づく公職の候補者等が使用し得る個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定を取り消した旨、次のとおり報告があったので、同条第4項により告示する。

令和6年10月18日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

市町村名	施設名	所在地	指定取消年月日
八女市	八女市働く女性の家	八女市立花町1111番地	令和6年10月1日
福智町	方城分館	田川郡福智町伊方4480番地1	令和6年9月2日

公安委員会

福岡県公安委員会規則第8号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年10月18日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第14条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

福岡県公安委員会告示第242号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づき次の医師を指定したので、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則（平成21年福岡県公安委員会規則第13号）第5条の規定により告示する。

令和6年10月18日

福岡県公安委員会

医師の氏名	勤務する医療機関		診断の対象者
	名 称	所在地	
中尾 智博 小原 知之 加藤 隆弘	九州大学病院	福岡市東区馬出三丁目1番1号	法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第11条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者又は法第5条第1項第4号若しくは第5号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
吉村 玲児	産業医科大学病院	北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号	

重藤 寛史 向野 隆彦	九州大学病院	福岡市東区馬出三丁目 1 番 1 号	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 11 条第 3 号に定める病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
足立 弘明	産業医科大学病院	北九州市八幡西区 医生ヶ丘 1 番 1 号	
高瀬敬一郎	飯塚病院	福岡県飯塚市芳雄町 3 番 83 号	
重藤 寛史 小原 知之 中澤 太郎	九州大学病院	福岡市東区馬出三丁目 1 番 1 号	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
吉村 玲児	産業医科大学病院	北九州市八幡西区 医生ヶ丘 1 番 1 号	

福岡県公安委員会告示第243号

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（令和 6 年福岡県公安委員会規則第 8 号）を制定したので、同条例第 41 条第 5 項の規定に基づき、次のように告示する。

令和 6 年 10 月 18 日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、道路交通法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 34 号）が制定され、その一部が令和 6 年 11 月 1 日から施行されることに伴い、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正するものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であり、福岡県行政手続条例第 37 条第 4 項第 8 号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の施行の日

令和 6 年 11 月 1 日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課法規係に備え置く。